



## 貸借対照表

平成 28年12月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 471,470,355】	【流 動 負 債】	【 277,495,233】
現 金 ・ 預 金	109,622,420	買 掛 金	32,085,563
施 設 事 業 未 収 金	301,457,480	未 払 金	49,535,120
医 薬 品	883,807	短 期 借 入 金	159,805,689
貯 蔵 品	1,514,470	未 払 法 人 税 等	525,000
前 払 費 用	251,149	未 払 費 用	31,293,919
未 収 入 金	58,962,480	預 り 金	3,732,542
仮 払 金	924,041	未 払 消 費 税 等	517,400
貸 倒 引 当 金	△2,145,492	【固 定 負 債】	【 2,940,755,000】
【固 定 資 産】	【 3,622,557,428】	長 期 借 入 金	2,936,715,000
【有 形 固 定 資 産】	【 3,607,817,651】	預 り 保 証 金	4,040,000
建 物	1,262,526,024		
建 物 付 属 設 備	475,385,844		
構 築 物	22,231,116		
他 器 械 備 品	53,298,762	負 債 合 計	3,218,250,233
車 両 運 搬 具	6,577,964		
土 地	1,787,797,941	純 資 産 の 部	
【無 形 固 定 資 産】	【 6,089,478】	資 本 金	24,610,000
電 話 加 入 権	240,026	資 本 準 備 金	25,390,000
ソ フ ト ウ ェ ア	5,849,452	繰 越 利 益 剰 余 金	825,777,550
【投 資 等】	【 8,650,299】	(うち 当 期 純 利 益)	( 45,374,115)
長 期 前 払 費 用	5,395,299		
入 会 金	3,255,000	純 資 産 合 計	875,777,550
資 産 合 計	4,094,027,783	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,094,027,783

# 損 益 計 算 書

自 平成 28年 1月 1日

至 平成 28年12月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
【事業収益】		
事業収益	1,989,822,373	1,989,822,373
【事業費用】		
材料費	67,968,187	
給与費	1,094,445,715	
委託費	299,132,627	
設備関係費	175,084,174	
研究研修費	3,040,132	
経費	219,895,496	1,859,566,331
事業利益		130,256,042
【事業外収益】		
受取利息	27,751	
受取配当金	1,000	
運営事業外収益	4,670,851	
貸倒引当金戻入	16,761	
雑収入	3,602,897	8,319,260
【事業外費用】		
支払利息	60,134,817	
入者外給食委託	10,692,935	
雑損失	57,247	70,884,999
経常利益		67,690,303
【特別利益】		
補助金収入	1,619,784	1,619,784
【特別損失】		
固定資産除却損	6,743,582	
一括即時償却額	16,667,390	23,410,972
税引前当期利益		45,899,115
法人税、住民税及び事業税		525,000
当期利益		45,374,115

## 個 別 注 記 表

自 平成 28年 1月 1日

至 平成 28年12月31日

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・・・最終仕入原価法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）

##### ②無形固定資産

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別にその回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

収益については、実現主義に基づき役務提供完了基準により計上することとし、費用については、発生主義に基づき収益に対して直接対応するもの、及び期間対応するものを適正に割り当てる方法により計上しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。